

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する速報ニュース



まずは御確認いただきたい  
内容をお知らせします！

### 1. ICTの活用について（テレビ電話）

テレビ電話装置等を活用して面接した場合も算定可能とする項目が増えます。

例：集中支援加算（訪問）、居宅介護支援事業所等連携加算 など

電話だけの聞き取りは含まれないので御注意ください。

モニタリング（継続サービス利用支援）については、居宅等利用者の居住場所に訪問して行うことに変更はありません。

※特例は離島・過疎地のみ。



### 2. 減算について

#### 2-1 虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の場合、基本報酬を減算することになります。  
虐待防止委員会を設置していないなどありましたら、早急に対応をお願いします。



#### 2-2 業務継続計画未策定減算（経過措置期間あり）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することになります。

#### 2-3 情報公表未報告減算

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>）上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が新設されます。WAM NET に事業所の正しい情報が公表されているか御確認ください。



報酬改定に関するお問い合わせは、電子申請システムで受け付けています。（5月15日まで）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f147a604-d09e-4358-b581-0257679302f6/start>